（削る）

（政策評価室及び環境研究技術室並びに調査官）

第三条　総合政策課に、政策評価室及び環境研究技術室並びに調査官一人を置く。

2　政策評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること（環境省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に係るものに限る。）

二　環境省の行政の考査に関すること。

三　環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

3　政策評価室に、室長を置く。

4　環境研究技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

二　環境の保全に関する調査及び研究に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。

三　環境の保全に関する調査及び研究に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

五　地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。第九条第四項第三号において同じ。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

六　（略）

（削る）

七　（略）

5　（略）

（削る）

6　調査官は、総合政策課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。

（企画官及び計画官）

第四条　環境計画課に、企画官及び計画官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、環境計画課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

3　（略）

二　爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関すること。

三　廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去に関すること。

3　適正処理・不法投棄対策室に、室長を置く。

第二節　総合環境政策局

（環境研究技術室並びに企画官及び調査官）

第六条　総務課に、環境研究技術室並びに企画官及び調査官それぞれ一人を置く。

（新規）

2　環境研究技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新規）

一　環境の保全に関する調査及び研究に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（大臣官房、他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全に関する調査及び研究に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（大臣官房、他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

四　地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。第十三条第三項第三号において同じ。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

五　（略）

六　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

七　（略）

3　（略）

4　企画官は、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5　調査官は、総務課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。

（計画官）

第七条　環境計画課に、計画官一人を置く。

（新規）

2　（略）